

公的研究費の不正防止対策の基本方針

令和5年3月20日
熊本県農業研究センター

この方針は、熊本県農業研究センター(以下「農研センター」という。)が公募型の研究資金(以下「競争的研究費等」という。)の効率的な運用と適正な管理を図るため、必要な事項を定める。

- 1 役割の明確化について
農研センターにおける競争的研究費等の管理・監査に関する体制は、(別紙1)のほか熊本県農業研究センター処務規程等に基づくものとする。
- 2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備について
 - (1) コンプライアンス意識の向上と浸透を図るとともに、不正防止機能を備える環境の構築を図る。
 - (2) 競争的研究費等に関わる構成員に対する行動規範を策定する。(別紙2)
- 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の実施について
不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。(別紙3)
- 4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動について
競争的研究費等の事務処理は、地方自治法、熊本県会計規則、熊本県等の旅費に関する条例、熊本県物品取扱規則等、関係法規に基づき適正に処理する。
- 5 情報の伝達を確保する体制の確立について
競争的研究費の使用ルール等に関する相談受付窓口を設置する。(別紙4)
また、不正防止対策の基本方針等を公表する。
- 6 モニタリングの在り方について
 - (1) 不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、農研センター全体の視点から実施する。
 - (2) 機関全体の視点からの監査体制は、熊本県監査委員に関する条例、熊本県監査委員処務規程等によるものとする。

競争的研究費等の運営・管理にかかわる責任体制について

最高管理責任者 農研センター所長

【役割】外部資金（競争的資金）の運営管理について機関全体を統括

統括管理責任者 農研センター次長（事務担当）

【役割】農研内における経理全般について実質的な責任と権限を持つ

コンプライアンス推進責任者 管理部長

【役割】農研内研究所における外部資金の運営管理に実質的な責任と権限を持つ

コンプライアンス推進副責任者 各研究所長、企画調整部長

【役割】コンプライアンス推進責任者を補佐し、外部資金の運営・管理執行の助言指導を行う

その他各部署の役割は以下のとおり

管 理 部

経理関係事務の総括、研究費の適正な支出、不正防止計画の推進、モニタリング（内部監査）の実施等

企画調整部

契約事務、実績報告、知的財産の総括、不正防止計画の推進等

各 研 究 所

研究課題の総括、進行管理、実施、研究費の適正執行と管理等

競争的研究費等の運営・管理の行動規範

令和 5 年 3 月 2 0 日
熊本県農業研究センター

行動規範は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者を対象に、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うための行動や判断の基準となる模範を示したものである。

- 1 コンプライアンス教育を受講し、法令等を遵守する。
- 2 コンプライアンス教育の内容を、それぞれの権限・責任に応じて実行する。
- 3 啓発活動を通じて、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- 4 実効性のある取組が期待されていること意識し、取組を推進する。
- 5 研究費の不正使用等は、絶対に行わない。
- 6 研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）は、絶対に行わない。
- 7 研究費の不正使用等が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報する。

熊本県農業研究センター所長 様

誓 約 書

競争的研究費等の運営・管理にあたり、「熊本県農業研究センター競争的研究費等の運営・管理の行動規範」の事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

(所属)

(署名)

競争的研究費等に関する不正防止計画

令和5年3月20日
熊本県農業研究センター

1 責任体系の明確化・適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

不正を発生させる要因	具体的な対応
・時間の経過に伴い、不正防止に対する関係者の責任意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度早期に関係者による会議を開催し、意識の向上を図る ・各責任者の異動に際しては、引継を確実に実施し、責任意識の低下を防止する。

2 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	具体的な対応
・予算の執行状況の把握が不十分	・管理部は定期的に予算の執行状況を研究所に通知する
・研究員の判断で、適正な決裁を受けずに物品の発注を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、必ず発注伺いを作成し、定められた決裁ラインにより決裁を受ける。 ・必ず決裁終了後に発注する
・納品検査が不十分	・必ず現物を任命された検査員が検査を行い、検査調書の作成など検査証明を行う。
・購入した物品が亡失してしまうなどの管理が不十分	・研究担当室長は備品台帳と現物との定期的な突合や、配置場所を変更した際の備品シールを貼り替えなど、購入後の物品の管理を徹底する。
・購入代金の業者への支払い漏れ	・予算の執行状況を差引簿等で確認するとともに、定期的に支出未済リストにて確認する。

競争的研究費に関する不正の告発等に対する 内外からの相談窓口及び取扱方針

令和 5 年 3 月 2 0 日
熊本県農業研究センター

1 競争的研究費に関する内外からの相談窓口

熊本県農業研究センター 管理部経理課 (経理関係)
企画調整部企画情報課 (研究関係)

〒861-1113
熊本県合志市栄 3801
Tel:096-248-6411 (代) Fax:096-248-6415
メール:noukenkikaku28@pref.kumamoto.lg.jp

2 競争的研究費に関する不正の告発又は不正が認められた場合の取扱い

地方自治法、熊本県会計規則、熊本県職員内部通報、懲戒規則等既存の規程に従って
処理するものとし、それ以外の事項については下記のとおりとします。

記

被告発者が所属する研究所は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている
者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる

調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議
しなければならない

告発等の受付から速やかに、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる
他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報
告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の
中間報告を配分機関に提出する

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定
し、配分機関に報告する

配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の
中間報告を当該配分機関に提出する

調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又
は閲覧、現地調査に応じる